

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長

消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号）が本日告示され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について、令和6年度より、これまでの取組に加え、ソフト・ハードの両面から新たな措置を講ずることとしました。

具体的な財政措置の内容等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては、このことに留意の上、消防の広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まれるようお願いいたします。

また、このことについて、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても併せて周知いただくとともに、消防の広域化及び連携・協力に取り組む市町村に対し、積極的な支援をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地方財政措置（新規・拡充）の内容

(1) 消防の広域化

基本指針に位置付ける、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備に必要な経費について、特別交付税措置（措置率：0.7）を講ずることとしていること。

(2) 連携・協力

ア 「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号）に示す連携・協力実施計画に基づき連携・協力に取り組む市町村等に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費について特別交付税措置（措置率：0.5）を講ずることとしていること。

イ 連携・協力実施計画の策定経費や協議会負担金等の連携・協力の準備に要する経費、連携・協力実施計画に基づき設置する共同部隊が使用する装備費等の連携・協力のに伴い臨時的に増加する経費について、特別交付税措置（措置率：0.5）を講ずることとしていること。

ウ 連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練のための訓練施設の整備について、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象としていること。

2 適用要件

本財政措置の主な適用要件は、以下のとおりとする。

- (1) 1 (1)について、都道府県が定める推進計画において、中心消防本部として定められていること。
- (2) 1 (1)及び1 (2)アイについて、都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われるものに限ること。
- (3) 1 (2)ウについて、以下の要件をいずれも満たすものとし、かつ、市町村が作成する連携・協力実施計画において、訓練施設の整備計画が定められていること。

ア NBC災害等の特殊災害又は風水害、地震等の大規模災害を想定した高度な訓練が可能な施設であること。

イ 複数の消防本部が連携した訓練が実施できる規模の施設であること。
なお、連携・協力実施計画に位置付けた後、10年度以内に完了する事業を対象とする。

3 消防指令システムの標準仕様書の策定に伴う対応

「消防指令システムの標準仕様書等の策定について（通知）」（令和6年3月27日付け消防情第94号）により消防庁が示した仕様書（以下「標準仕様書」という。）の策定に伴い、消防の広域化又は連携・協力に基づく高機能消防指令センターの整備については、以下のとおりとする。

- (1) 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき、必要となる消防署所等の新築・増改築の整備において、高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うもの限り、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象とすること。
- (2) 連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備について、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うもの限り、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象とすること。

なお、上記(1)(2)について、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴う高機能消防指令センターの整備については、令和6年度以降も引き続き緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象とすること。

4 その他

- (1) 「1 地方財政措置（新規・拡充）の内容」に示すほか、以下のとおり、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

ア 都道府県に対し、市町村への広域化に関する情報提供等に必要な経

費について、普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について特別交付税措置を講ずる。

イ 消防の広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費について特別交付税措置を講ずる。

ウ 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備に要する経費について、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象とする。

(2) 消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置の対象や留意事項等については、本通知に示す他、関係する省令や地方債同意等基準運用要綱等を確認すること。

消防庁消防・救急課

担 当：稲垣課長補佐、谷川係長、中村事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

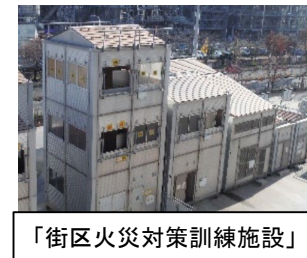
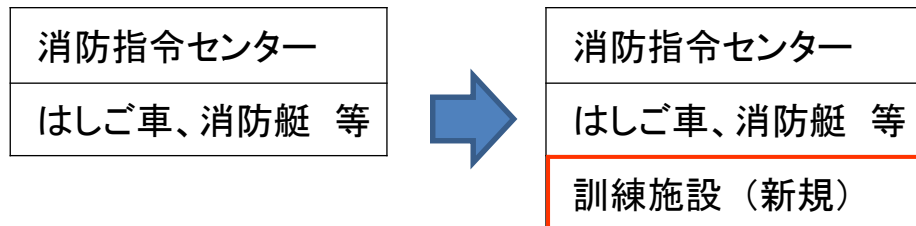
消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置（新規・拡充）

- 連携・協力に基づく共同訓練を実施するための訓練施設の整備について「緊急防災・減災事業債」の対象
- 消防の広域化等の更なる推進に向けて特別交付税措置を拡充

1. 連携・協力に基づく訓練施設の整備

【緊急防災・減災事業債】

- 連携・協力による施設等の整備



2. 消防の広域化等の更なる推進

【特別交付税（都道府県）】

- 連携・協力実施計画に基づき連携・協力に取り組む市町村等に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費（措置率：0.5）

【特別交付税（市町村）】

- 地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備（協議会の開催等）に必要な経費（措置率：0.7） ※都道府県が定める広域化推進計画において、「中心消防本部」を指定
- 連携・協力実施計画の策定経費や共同部隊の設置に必要な装備費等（措置率：0.5）

消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置(令和6年度)

(赤字→拡充項目)



消防の広域化

都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費	
	特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費	
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費(中心消防本部0.7) ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等 消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等(消防署、出張所及び消防指令センターをいう。)の増改築(広域化後10年度以内に完了するもの。) ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築(広域化後10年度以内に完了するもの。) ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備(広域化後5年度以内に完了するもの。) 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備
補助金優先配分		消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

連携・協力

都道府県	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費		
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費(やむを得ない場合の機器更新費用を含む。) ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等 消防広域化臨時経費 ・共同部隊の設置に必要な装備費 等
		地方債 [※3]	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4] (連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) ・消防用車両等の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。) ・訓練施設の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) 緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4] (連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) ・消防用車両等の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。) ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。)
	補助金優先配分		消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。

※特別交付税の措置率は中心消防本部を除き0.5

※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了す事業(一部5年度以内)が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。

※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地(本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分)、消防救急デジタル無線の整備を含む。